造が分枝であって、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「ＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）を追加指定することとした。（第一条関係）

2　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩について、はっ水性能又はは つ油性能を与えるための処理をした生地等を定めることとした。（第七条関係）

3　技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、当分の間、ＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩について、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めることとした。（原始附則第三項関係）

4　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。ただし、2及び3は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。（附則関係）

◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四四号）（経済産業省）

1　特定水銀使用製品として、脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ等を追加することとした。（第一条関係）

2　この政令の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）

3　この政令は、一部を除き、令和七年一月一日から施行することとした。（附則第一条関係）

◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三四五号）（内閣府本府）

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七二号）の施行期日は、令和五年一二月三一日とすることとした。

◇特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（政令第三四六号）（内閣府本府）

1　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七二号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条第一項関係）

2　この政令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年一二月三一日）から施行することとした。

政　令

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百四十一号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第二十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　宮下　一郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百四十二号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令

内閣は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第六条第二項第二号の政令で定める情報）

第一条　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第二号の政令で定める情報は、次のとおりとする。

一　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項各号（第七号、第八号及び第十号を除き、第十一号にあっては主務省令で定めるものに限る。）の規定に該当して伐採されたことを証する情報、同法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けたことを証する情報又は同項各号（第八号を除き、第九号にあっては主務省令で定めるものに限る。）の規定に該当して伐採されたことを証する情報

二　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第五条第二項に規定する認定事業計画（法第六条第一項第一号又は第三号に規定する木材等の原材料である樹木（以下「国内樹木」という。）の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報

三　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）、同法第十条第二項に規定する認定特定増殖事業計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十五条第二項に規定する認定特定植栽事業計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報